平成１８年（排）第１３号

排　除　命　令　書

東京都品川区東品川二丁目４番１１号
株式会社日本航空ジャパン
同代表者　代表取締役　新　町　敏　行

公正取引委員会は，上記の者に対し，不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第６条第１項の規定に基づき，次のとおり命令する。

主　　文

１　株式会社日本航空ジャパンは，別表記載の５つの運航区間に係る，株式会社日本航空インターナショナル及び株式会社ジェイエアと共同で引き受けている航空旅客運送又は株式会社ジャルエクスプレス若しくは日本エアコミューター株式会社の航空旅客運送の取引に関し，一般消費者の誤認を排除するために，平成１７年１月ころから平成１８年１月ころまでの間に一般日刊紙等に掲載した広告において行った別紙記載の表示は事実と異なるものであり，かかる表示は，当該航空運賃について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく有利であると示すものである旨を速やかに公示しなければならない。この公示の方法については，あらかじめ，当委員会の承認を受けなければならない。

２　株式会社日本航空ジャパンは，今後，株式会社日本航空インターナショナル及び株式会社ジェイエアと共同で引き受けている航空旅客運送又は株式会社ジャルエクスプレス若しくは日本エアコミューター株式会社の航空旅客運送の取引に関し，前項の表示と同様の表示を行うことのないよう，次の(1)及び(2)の事項を行うために必要な措置を講じ，これを自社，株式会社日本航空インターナショナル，株式会社ジェイエア，株式会社ジャルエクスプレス及び日本エアコミューター株式会社のそれぞれの役員及び従業員に周知徹底させなければならない。この措置の内容については，

あらかじめ，当委員会の承認を受けなければならない。

(1) 景品表示法の遵守に関する行動指針の作成及び社内体制の整備

(2) 広告物の企画及び作成担当者に対する定期的な研修

3　株式会社日本航空ジャパンは，今後，株式会社日本航空インターナショナル及び株式会社ジェイエアと共同で引き受けている航空旅客運送又は株式会社ジャルエクスプレス若しくは日本エアコミューター株式会社の航空旅客運送の取引に関し，第１項の表示と同様の表示を行うことにより，航空運賃について，実際のものよりも著しく有利であると一般消費者に誤認される表示をしてはならない。

4　株式会社日本航空ジャパンは，第１項に基づいて行った公示及び第２項に基づいて採った措置について，速やかに文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　　実

1　株式会社日本航空ジャパン（以下「日本航空ジャパン」という。）は，肩書地に本店を置き，国内定期航空運送事業を営む事業者であり，国内定期航空運送事業を営む事業者である株式会社日本航空インターナショナル及び株式会社ジェイエアと，共同で航空旅客運送を引き受けている。

2 (1) 日本航空ジャパン，株式会社日本航空インターナショナル及び株式会社ジェイエア（以下「３社」という。）は，３社が共同で引き受けている航空旅客運送について，３社と一般消費者との間の航空旅客運送契約を３社自ら締結し又は航空運送代理店業を営む者に締結させている。

(2) 日本航空ジャパンは，国内定期航空運送事業を営む事業者である株式会社ジャルエクスプレス及び日本エアコミューター株式会社（以下「２社」という。）からそれぞれ委託を受け，２社が行う航空旅客運送について，２社と一般消費者との間の航空旅客運送契約を自ら締結し又は航空運送代理店業を営む者に締結させている。

(3) 日本航空ジャパンは，持株会社である株式会社日本航空が全額出資する事業者であるところ，２社のほか株式会社日本航空の傘下にあって国内定期航空運送事業を営む事業者は，自ら一般消費者との間の航空旅客運送契約を締結する組織を有せず，当該契約業務のすべてを日本航空ジャパンに委託している。

３　日本航空ジャパンは，前記２記載の航空旅客運送に係る航空運賃について，一般日刊紙，一般消費者に配布するチラシ，空港等において一般消費者に配布する時刻表，雑誌等に広告を掲載している。

４　日本航空ジャパンは，前記２記載の航空旅客運送に係る，別表の「運航区間」欄記載の岡山空港・東京国際空港間，広島空港・東京国際空港間，鹿児島空港・神戸空港間，仙台空港・大阪国際空港間及び松山空港・大阪国際空港間の各運航区間における，同表の「表示内容」欄記載の期間の航空運賃について，同表の「広告地域」欄記載の地域において，同表の「広告物」欄記載の広告物で行った広告に，同表に記載のとおり

(1) 岡山空港・東京国際空港間について，例えば，平成１７年１０月２６日付け毎日新聞岡山版において，「東京へは、おトクなＪＡＬの『特便割引１』で。岡山＝東京　１１／１～１２／１５搭乗分１１，０００円～　１２／１６～３１搭乗分１２，０００円～」と

(2) 広島空港・東京国際空港間について，例えば，平成１７年１０月３１日付け中国新聞において，「１１月からも、東京へはＪＡＬが便利です。おトクな『特便割引１』を全便に設定。広島＝東京（２００５．１１／１～２００６．１／９搭乗分）１２，５００円～」と

(3)鹿児島空港・神戸空港間について，例えば，平成１７年１２月１６日付け日本経済新聞西部版において，「新しい神戸の空へ、ＪＡＬで飛ぼう！　本日、予約開始！　神戸空港開港記念『特便割引』を設定。（２／１６～２８搭乗分）『特便割引７』　鹿児島＝神戸１２，５００円～１４，０００円」と

(4) 仙台空港・大阪国際空港間について，例えば，平成１７年１月初旬ころ一般消費者に配布したチラシにおいて，「２月１７日、仙台＝大阪線増便。ますます便利な毎日１２便運航。充実のダイヤで、大阪への空の旅をお楽しみください。仙台＝大阪線（２／１７～３／１０搭乗分）『特便割引７』　１５，５００円～」と

(5) 松山空港・大阪国際空港間について，例えば，平成１７年９月ころ一般消費者に配布したチラシにおいて，「大阪へは、ますますＪＡＬだね。１１月より、松山＝大阪線１日９往復に増便。松山＝伊丹『特便割引７』１０，５００円～『特便割引１』１１，２００円～」と

それぞれ記載することにより，あたかも，広告を行った地域の空港を出発地とする便に，当該運航区間の片道の航空旅客運送に適用される最低の航空運賃が適用されるものであるかのように表示しているが，実際には，同航空運賃は，それぞ

れ同空港を到着地とする便の一部にのみ適用されるものであった。

5　当委員会は，日本航空ジャパンが，平成１６年１０月３０日付け毎日新聞岡山版において，岡山空港・東京国際空港間における航空旅客運送に係る航空運賃について，前記４(1)と同様の表示を行ったことから，同社に対し，景品表示法の規定の違反につながるおそれがあるとして注意を喚起したが，その後，同社においては当該表示に対する再発防止策が講じられなかったものである。

法　令　の　適　用

上記事実によれば，日本航空ジャパンは，３社又は自社と前記２(2)及び(3)の関係にある２社が行う航空旅客運送の取引に係る航空運賃について，実際のものよりも著しく有利であると一般消費者に誤認されるため，不当に顧客を誘引し，公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであって，かかる行為は，景品表示法第４条第１項第２号の規定に違反するものである。

よって，主文のとおり命令する。

平成１８年3月２４日

公　正　取　引　委　員　会

委員長　竹　島　一　彦

委　員　柴　田　愛　子

委　員　三　谷　　紘

委　員　山　田　昭　雄

委　員　濱　崎　恭　生